業務速報

国鉄労働組合名古屋地方本部 発行責任者: 土谷 敏幸 編集責任者: 大矢 憲孝

2020.6.29 **No.562**



新型コロナウイルス感染症拡大に 関わる解明要求の 回答を受け、議論

5月13日に会社に申し入れをしていた申6号「新型コロナウイルス感染症拡大に関わる解明要求」について、6月10日に会社回答を受けて幹事間交渉を行った。 会社回答と主なやり取りは以下のとおり。

国労側出席者 : 大矢執行委員 会社側出席者 : 熊谷係長

要求	回答
【勤務・手当等について】 1. 在宅勤務の指定は、海鉄として統一した取り扱いとなるよう徹底されたい。	
2. 持病を持つ社員・妊娠している社員 には在宅勤務を積極的に指定するこ と。	事業者に求められている配慮等については 承知しており、適切に対応していく。
3. 在宅勤務者のフレックスタイム制の 導入を考えているのか明らかにする こと。	権限外事項であるが、現時点で、自宅勤務 を行う社員(従前からのフレックスタイム 制適用者を除く)にフレックスタイム制を 適用する考えはない。
4. 在宅勤務者の勤務認証はどのように行っているのか明らかにすること。	フレックスタイム制の社員は「フレックス 勤務」、変形労働時間制の社員は「日勤2 種」としている。
5. 在宅勤務者には、当初の勤務指定で 支給される手当を支給すること。	権限外事項であるが、就業規則や賃金規程 等に基づいた取り扱いとする。
6. 在宅勤務者で通勤手当はどのようになるのか明らかにすること。	通勤手当については、自宅で勤務すること となったことをもって、払い戻しや戻し入 れ等の対応は不要である。

7. 乗務員休憩所の変更が実施されたが、 設備等を確保すること。

感染防止の観点から行っているものであり、必要な設備の確保についても適宜適切 に対応している。

【感染防止対策について】

1. 旅客数減少や新コロナ対策等により、 出札窓口や改札の一部閉鎖による在 宅勤務拡大や勤務種別の変更はある のか明らかにすること。 これまで同様、駅におけるサービスレベル は維持しつつ、お客様のご利用状況を踏ま え、輸送機関としての使命を安定的、継続 的に果たすために必要な範囲で、体制の見 直しを実施している。

2. 新コロナ対策における、列車運行ダイヤ・各職場での作業ダイヤにおける変更が生じる場合の変更案は、事前に労働組合に前広に提示・開示するとともに職場の社員の意見を尊重した上で行うこと。

行路変更や作業ダイヤの変更は、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえた緊急かつ過渡的な取り扱いである。したがって、 災害時の突発的な運休、計画運休と同様に、 事前に労働組合への説明が必要とは考えていない。貴側からの質問・意見については、 従前から幹事間において真摯に対応してきているところであり、今後もその様に対応しているところである。 た上で、適切に対応しているところである。

3. 職場・列車車内の消毒処置を頻繁に 行うこと。 社員の感染防止のため、職場内でのマスクの着用指示や手指消毒液の配置等の必要な感染防止対策を行っているところである。 なお、車両については、新型コロナウイルス感染症感染拡大を受け、通常よりも重点的に消毒等を行っている。

4. 職場では、マスク装着・消毒・手洗い等の周知が行われている。検温については、会社の責任において実施すること。なお、多数の社員が出入りする箇所にはサーモグラフィーを配置すること。

会社として検温を指示するものではないが、感染予防や自身の体調管理を徹底していただき、発熱や倦怠感等の自覚症状がある場合は、無理に出社しないようにしていただきたい。また、現時点において、サーモグラフィーを設置する考えは無い。

5. 駅舎・列車内・乗務員宿泊所等で感染者・濃厚接触者が確認された場合の消毒作業は、誰がどのように実施するのか明らかにすること。また、感染防止に対する科学的な教育の実施と感染防止保護具(防護服・手袋・マスク・ゴーグル等)を速やかに常備すること。

感染が確認された場合は、保健所等に相談しながら、必要に応じて、清掃委託会社とも調整の上、該当箇所の消毒等の対応を行う。また、新型コロナウイルス感染症対策本部報や「健康ちょっといい話」等を通じて、手洗い・うがいの励行等を繰り返し周知している。なお、消毒液やマスクなど、必要なものは会社が責任をもって配備している。

6. 接客する社員(駅社員・乗務員等)

が、泥酔旅客・気分のすぐれない旅客等の対応を行う場合、感染が不明であり、不安や懐疑が大きい。当該旅客の一時的待機場所の決定等を含めて対策を講じること。

新型コロナウイルス感染症対策本部報や「健康ちょっといい話」等を通じて、手洗い・うがいの励行等を繰り返し周知している。 なお、消毒液やマスクなど、必要なものは会社が責任をもって配備している。

7. 点呼・復命・業務連絡書・訓練会・ 各種打ち合わせ・JR東海体操等は 「3密」状態になることのない対策 を講じた上で必要最小限に留めると ともに、当面の間、不要・不急な会 議や打ち合せ等は見合わせること。 会議等を開催する場合には、適切な感染予 防措置を図っている。

8. 車両用消毒剤だが、大垣車両区は「サニートーク」と「エクスミン乳剤」、神領車両区は「サニートークS」と「ULV乳剤」を使用しているが、効能期間はどの程度なのか明らかにし、新コロナに効果はあるのか明らかにすること。

新型コロナウイルスに対する消毒剤については、政府から有効とされている次亜塩素酸ナトリウムを希釈して使用しており、適切に対応している。

9. 制服のクリーニング回数の増と借与 数の増、除菌スプレーを配備するこ と。 現時点で、クリーニング回数や制服の貸与 枚数を見直す考えはない。社員に対しては 感染予防の注意喚起や手洗い・うがいの励 行を呼びかけるとともに、原則、業務中は マスク着用を指示している。また、消毒用 スプレーを乗務員に貸与しているほか、執 務室や休憩室等に消毒液を設置しており、 適宜、駅係員や乗務員が消毒を実施できる 環境としている。

遺失物の取り扱いに対策を講じること。

遺失物の取り扱い方を特段変えることは考えていない。手袋、場合によっては消毒スプレー等使用して取り扱われたい。

駅のオープンカウンターのビニールカーテンをアクリル板とすること。

感染防止のために行っているものであり、 現時点では、その様な考えはない。

12. 感染発生時の対応方を各箇所にマニュアルとして具体的に示すこと。

感染発生時には、保健所の指示、医療機関 での検査の結果を踏まえて、適宜適切に対 応する。

【感染防止対策について】

1. 社員等に感染が確認された職場においては、本人の勤務及び職場内の消

感染発生時には、保健所の指示、医療機関 での検査の結果等を踏まえて、敵宣適切に

毒、業務方法、勤務の扱い等を全社 員に説明すること。 対応する。なお、勤務に関しては、保健所 の指示、医療機関での検査の結果等を踏ま えて、会社が判断、指示する。

2. 感染発生等の情報はただちに関係職場・関係者にくまなく開示し、関係者の不安や疑念に答えること。

会社として、必要な範囲で社員への通知・ 体調確認等を適切に行っている。

【その他】

1. 名古屋工場では、4月21日就業点呼 時に「感染者が発生した」と点呼で 周知したにもかかわらず、更衣所や 浴室、社員食堂等、感染者が使用し た場所が消毒も行われないまま、4 月22日に使用されている。業者によ る消毒は4月22日業務終了後の18時 からとなった。社員にとっては感染 のリスクがあるにもかかわらず通常 通りの業務についたことになり、多 くの社員が、消毒をする前に社員を 会社施設内に立ち入らせたことにつ いて、家族を含めて疑問を持ってい る。公共交通をになう会社であるこ とは理解しつつも、臨時休業の措置 を取らなかったことに違和感を感じ ている社員は多いと思われる。事実 経過と判断に至った根拠を示された 11

感染を確認した当日(4/21)、必要な箇所 の消毒を実施しており、保健所等に相談し ながら、適切に対応している。

2. 名古屋保線区名古屋保線支区が4月2 4日に名古屋工場内に業務で立ち入った際、感染情報が何一つ周知されておらず、業務終了後に事実を知り、作業員自身が感染の不安にかられているという報告がある。感染発生時はただちに関係職場・関係者への情報開示を行う事。 濃厚接触者は就業を制限しており、消毒対応も実施済みであることから、業務上必要な出張を行うことは問題ない。なお、会社として、必要な範囲で社員への通知・体調確認等を適切に行っている。

3. 名古屋保線区名古屋保線支区は、独立した手洗い洗面所が無い。現行、食器等のある炊事場での手洗いや洗面を余儀なくされている。衛生上・感染予防上、このような状態は相応しくない。独立した洗面所を速やかに設置すること。

設備等については必要に応じて対応しており、6月3日に洗面台を設置した。

4. 工務関係現業区では、保線区・支区 において、現時点では班分けが行わ れていない。今後はどのようになる のか示されたい。 現時点では、現行のとおりとする。

設備の確保を

- 【国労】7項目の乗務員休憩所の変更で、 設備の確保はなされたか。
- 【会社】机・イス等通常の詰め所と同等である。コンセント・電子レンジを設置してある。テレビの設置は電源等の配線の関係上、出来ない。今回、基本的な対応とした。

追加は労働強化

【国労】3項目で、通常よりも重点的に 消毒等を行っているとあるが、 関連会社において、駅や車両内 の消毒作業が通常業務の中で、 追加の作業として組み入れてあ るため、労働強化になり、支障 をきたしている。

体温チェックを

- 【国労】4項目、関連会社において、非接触型体温計で点呼時に各社員の体温チェックをしている箇所がある。会社としてもそういった取り扱いが出来ないか。なかには休むことにおいて仕事が滞ったりすると悪いと考え、熱があっても、無理に出勤してくることも考えられる。
- 【会社】会社として指示しているように、 各社員において自身の体調が悪け ればしっかりと申告されたい。
- 【会社】8項目、補足として、「ULV乳剤」 は今現在は廃盤になっており、「エ クスミン乳剤」と共に殺虫剤であ

ると聞いている。政府が有効といっている「次亜塩素酸ナトリウム」を使用していただいてはいるが、効能等については、新型コロナウイルスについて科学的に解明されていない部分があるため、不明である。

汚染がある

- 【国労】9項目、制服に汚物等が付着し、 ひどく汚れることがあるので聞 く。
- 【会社】制服の貸与枚数は本社事案であるが、クリーニングについては、箇所長判断であるので申告して頂ければよい。

ビニールは汚れやよれが

- 【国労】11項目、ビニールカーテンはその うち汚れたり、よれてきたりする。
- 【会社】ビニールカーテンで、飛散防止に 効果があると考える。汚れていた ら管理者などに交換など申し出て 頂きたい。

事実経過を

- 【国労】1項目、詳しく事実経過を聞きたい。
- 【会社】4月21日の点呼時には感染者は確認されていない。21日の夜未明に「陽性判定」が確認された。本人は何日か前から会社を休んでおり、熱が下がらないため病院へそして[PCR]で検査した。陽性の連

絡を受けた21日の夜未明において、現場や本人が立ち寄った箇所も含めて、保健所指導のもと、社員・CMC(セントラルメンテナンス)で消毒を行った。22日は通常通り業務し、就業終了後、今度は専門業者が入り消毒を行った。以上が経過である。

【国労】感染者の発生を受け、JR社員3名 ・CKK社員11名が自宅待機となっ たと聞いている。4月27日の情報 によると感染者本人はICUで治療 を受けているもよう。濃厚接触者 については、異常なしの結果を受 けて30日から職場復帰したと聞い ている。

会社は安全配慮義務が 欠けていた

【国労】会社は作業を優先し、社員は二の 次の姿勢がある。持病をもつ社員 もおり、感染すれば重大であり、 就業を止めるべきであった。組合 としては会社は安全配慮義務が欠 けていたと言わざるを得ない。鉄 道輸送に携わる業務であろうと、 使用者は労働者に対して安全配慮 義務を果たす義務がある。コロナ ウイルスの対応のような緊急時の 対応は業務に過度な緊張感やスト レスで社員に重い負担が生じる、 組合として、会社はその点をも考 慮して、緊急事態だからこそ、社 員の健康状態に慎重な配慮をおこ ないながら今後取り組んでいくよ う強く求める。

以上